

# 北翔大学 寄付金募集のご案内

## 学園を支えてくださる皆さまへ

寄付のお願い

皆さまには日頃より学園運営に何かとお力添えを賜り、感謝申し上げます。  
北翔大学と北翔大学短期大学部は、在學生、同窓生、保護者や地域の皆さまに支えられ、さまざまな取り組みを通して、魅力と活力ある大学づくりに励み、よりよい教育環境を実現するために日々努力を重ねております。  
私学は、昨今の少子化による修学年齢者層の減少や国や自治体からの補助の減少など、幾つかの要因によりその経営環境が年々厳しくなっている現状にあります。さらに、このところの経済不況により就学の継続が困難な学生が増加しており、このような学生への支援とあわせて、良質な教育環境を今後も維持していくために本学を支えてくださる個人や企業等法人・団体の皆さまに、寄付金のご支援をお願いする次第です。  
ご支援を賜りました寄付金は有効に活用させていただき、教育成果である有能な人材の輩出、社会に役立つ研究成果を通して、広く社会に還元し、貢献してまいります。つきましては、個人(卒業生、在學生、教職員、一般有志)、企業等法人、及び団体の皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 寄付金の使途

- (1) 今後の教育・学習支援・研究の充実、質の向上等に資するための教育・研究環境の継続的な充実
- (2) 学生・教職員等が行う文化、体育活動、国際交流及び地域社会との連携事業に対する支援
- (3) 経済的困窮学生に対する奨学支援

### 募集期間

2009(平成21年)年9月1日から2014(平成26年)年6月(特定公益増進法人認可期間)

### 寄付金の種類

- (1) 個人の寄付金
- (2) 法人・団体等の寄付金

個人、法人ともに寄付金額は特に定めておりません。この寄付金は、税制上の優遇措置があります。

### お申し込み方法

本学事務局企画部企画広報課までご連絡下さい。寄付申込書等の関係書類をお届けいたします。

電話：011-386-8011(代表)、E-mail：[kikaku@hokusho-u.ac.jp](mailto:kikaku@hokusho-u.ac.jp)

なお、ハガキ、電話、ファクシミリ、メール等による勧誘や現金の振り込みをお願いすることは、一切ありません。

### 寄付者の顕彰

ご寄付を賜りました方へのお礼と感謝の意を込めて、学報等にご芳名を掲載させていただくほか、芳名録を作成し、永くその篤行を伝えさせていただきます。

### 個人情報の取り扱い

「寄付申込書」等関係書類にご記載いただいた情報については、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、下記の目的以外に使用いたしません。

1. 学報への記載及び芳名録の作成(匿名をご希望の場合は、掲載いたしません。)
2. 領収証等の送付や事務上の連絡

## 税法上の優遇措置について

北翔大学・北翔大学短期大学部へのご寄付は、税法上の優遇措置を受けることができます。学校法人浅井学園は文部科学大臣から「特定公益増進法人」として認可されておりますので、北翔大学・北翔大学短期大学部への寄付金は減免税措置が受けられます。

### 【 個人の場合 】

- ・ 寄付金を寄付金税額控除の控除対象寄付金として、所得税の寄付金控除の適用を受ける方の手続きは、お振り込み時の払込票の控え(受領証部分)に、本学よりお送りいたします「寄付金領収証」「特定公益増進法人証明書(写し)」を添えて、所轄の税務署に確定申告書を提出してください。

寄付金控除の計算式は次のとおりです。

◎寄付金控除額＝当該年度中に支出した寄付金の額－5千円

(但し、当該年度中に支出した寄付金の額は当該年度分の総所得金額の40%を限度とする)

- ・ 寄付金を寄付金税額控除の控除対象寄付金として、住民税寄付金控除の適用を受ける方の手続きは、お振り込み時の払込票の控え(受領証部分)に、本学よりお送りいたします「寄付金領収証」「特定公益増進法人証明書(写し)」を添えて、寄付をされた当該年の1月1日現在お住まいの市区町村に住民税の寄付金税額控除申告書(道府県市区町村に所管されています)を提出してください。

【注1】 所得税の寄付金控除及び住民税の双方の寄付金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。

【注2】 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄付金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「道府県民税・市区町村民税 寄付金税額控除申告書」(道府県市区町村に所管されています)に必要事項を記載の上、寄付金を支出した年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村に申告してください。

### 【 企業等法人の場合 】

#### ・ 特定公益増進法人(本学)扱いの寄付

以下の計算式により、特別損金算入限度額以内であれば寄付金全額を損金に算入することができます。下記の一般寄付金の損金算入限度額(※1)とは別枠で、特別損金算入限度額までが損金に算入できます。

a. 資本金等の額 = 資本金額(期末資本金額+期末資本積立額) × 事業年度月数 ÷ 12ヵ月 × 0.25%

b. 所得等の額 = 当該事業年度の所得金額 × 5%

c. 特別損金算入限度額 = (a. 資本金等の額 + b. 所得等の額) × 1/2

#### ・ 受配者指定寄付金扱いの寄付

特定公益増進法人扱いにおける特別損金算入限度額を超える寄付金額の場合でもこの扱いを選択すると全額損金に算入することができます。

この扱いは、(社)私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が私立学校に寄付する制度で、法人税法の規定により寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができる、寄付者にとって大変有利な制度です。

免税に必要な受領書は、同上事業団から発行され、本学を經由して、寄付者にご郵送しますので、決算月のご寄付に関しましては、早めに私ども事務局へご連絡をお願い申し上げます。

(※1 一般寄付金扱いの損金算入限度額)

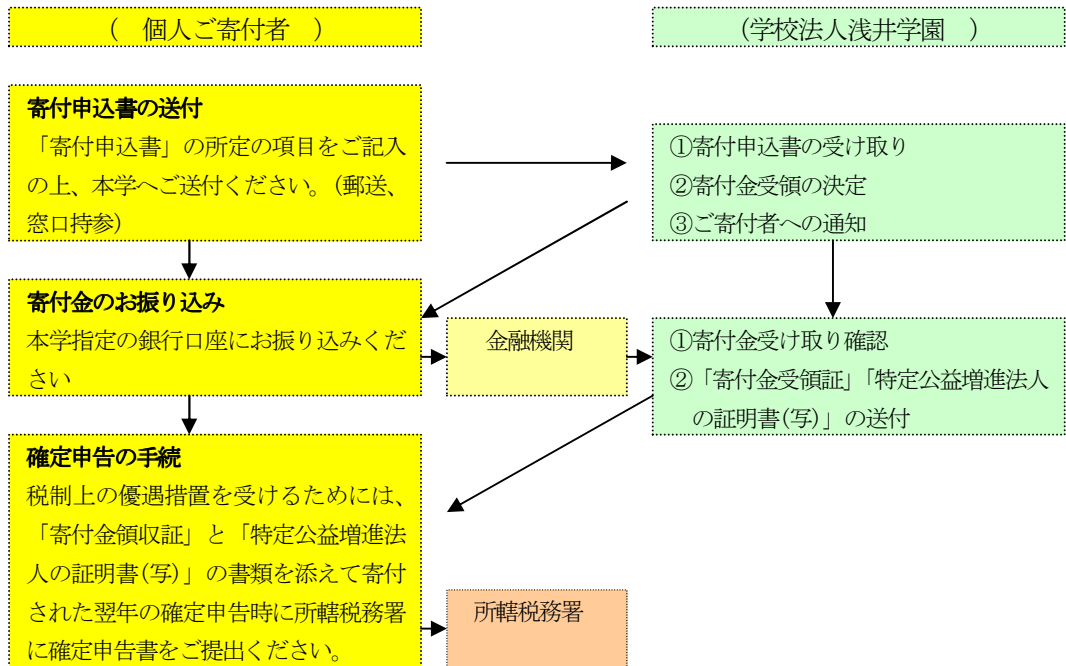
d. 資本金等の額 = a. におなじ

e. 所得等の額 = 当該事業年度の所得金額 × 2.5%

f. 損金算入限度額 = (d. 資本金等の額 + e. 所得等の額) × 1/2

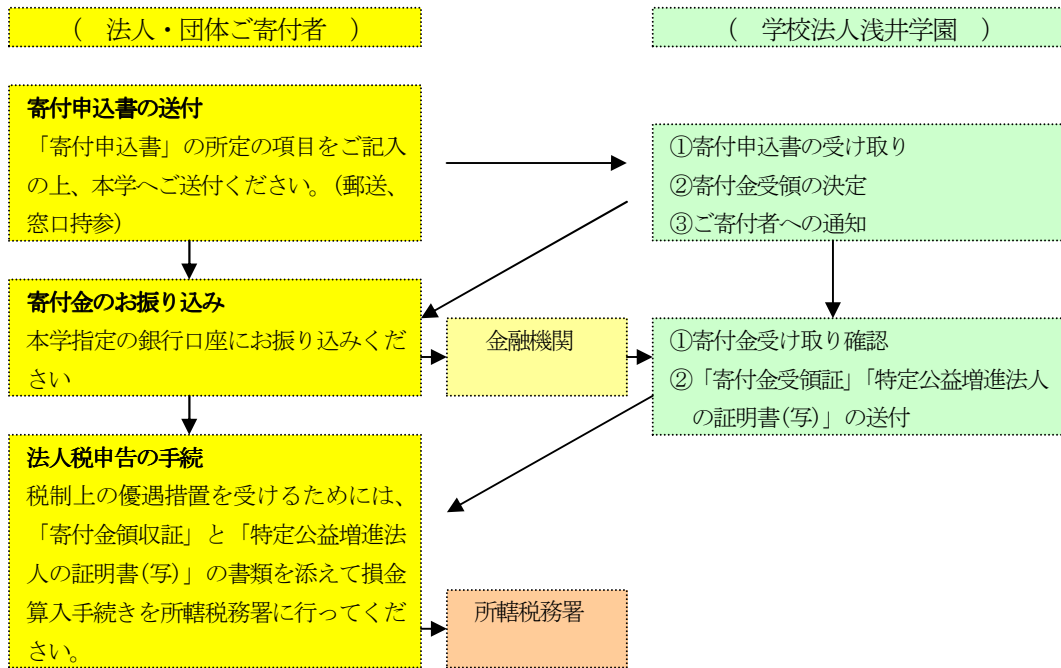
【 ご寄付の流れ 】

【 個人の皆さま 】



【 企業等法人の皆さま 】

1. 特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金を一定の限度額まで損金に算入できます。）



2. 受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できます。）

